

## 里親になりませんか！

様々な事情で、家庭で生活できない子ども達を、自分の家庭に迎え入れ養育してください

さるのが里親制度です。  
養育に適した環境に住まわ  
れ、子どもへの理解と愛情、  
養育に対する熱意のある方々  
を求めています。

里親になりたい方、里親制  
度や要件等について詳しく知  
りたい方は、室蘭児童相談所  
または日高町役場子育て福祉  
課にお問い合わせください。

▼お問い合わせ先

・ 北海道室蘭児童相談所  
0144314414152

**自賠責保険・自賠責共済  
の  
ご  
案  
内**

【知らなかつたでは済まされない！  
まさかのための「自賠責】

交通事故による死傷者数は  
年々減少傾向にあるものの、  
平成29年の事故発生件数は約  
47万件、死傷者数は約58万人

被害者にもなり得る極めて深  
く、国民の誰もが交通事故の

刻な状況となっています。

交通事故は車社会の負の部  
分であり、被害者にとっても  
加害者にとっても悲惨な結果  
をもたらすものです。

自賠責保険・共済は、すべ  
てのクルマ・バイク1台」と  
に加入が義務づけられてお  
り、加害者の賠償責任を担保  
することで、被害者の基本的  
な賠償を保障する制度であ  
り、被害者の救済を目的とし  
ています。

一人ひとりが、より一層自  
賠責制度の役割や重要性、保  
険金・共済金の支払いのしく  
みなど十分に理解・認識する  
ことがとても大切です。

【自賠責保険・共済なしでの  
運行は法令違反です！】

自賠責保険・共済は、萬一  
の自動車事故の際の基本的な  
対人賠償を目的として、自動  
車損害賠償法に基づき、原動  
機付自転車を含むすべての自  
動車に加入が義務づけられて  
おり、自賠責保険・共済なし  
で運行することは法令違反で  
すので、「ご注意ください」。

▼お問い合わせ先

国土交通省北海道運輸局  
0144314413012

## 個別的労使紛争あつせん 制度について

【労働者個人と使用者間のト  
ラブル解決を支援します「個  
別の労使紛争のあつせん」】

北海道労働委員会では、退

職の強要や賃金の引き下げ、  
各種ハラスメントなど、労働  
者個人と使用者の間で発生し  
た労働問題に関するトラブル  
について、その解決を支援す  
る「個別の労使紛争のあつせ  
ん」を行っています。

労働問題について専門知識  
や経験を持つ、弁護士や大学  
教授などの公益委員、労働組  
合役員などの労働者委員、企  
業の経営者などの使用者委員  
が三人一組であつせん員とな  
り、労働者側と使用者側の両  
者から事情を聞き、問題点に  
応じた助言等を行って双方の  
歩み寄りによる解決を目指し  
ます。

▼お問い合わせ先  
北海道労働委員会事務局調整課  
011120415667  
月～金曜日  
8時45分～17時30分  
(祝日、年末年始を除く)  
住所 〒060-8588  
札幌市中央区北3条西7丁目  
道庁別館10階

※一般の労働相談は道の「労  
働相談ホットライン」を「  
フリーダイヤル  
0120-81-6105  
月～金曜日  
17時～20時  
土曜日13時～16時  
(祝日、年末年始を除く)  
社会保険労務士が対応します。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/rd/sms/>  
を「」見たださい。  
「あつせん」窓口（相談・  
申請）※来庁される場合は事  
前に「」連絡ください。

広告



## 労連法について

### 事業主の皆さまへ

#### 働き方が変わります！】

平成31年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます。

#### ①時間外労働の上限規制

(月45時間、年360時間)

が導入されます。

(施行：平成31年4月1日～)

#### ②年次有給休暇の確実な取得

(毎年5日、季節を指定)が必要です。

(施行：平成31年4月1日～)

#### ③正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差(基本給や賞与など)

が禁止されます

(施行：平成32年4月1日～)

詳細は北海道労働局ホームページをご覧ください。

[https://isite.mhlw.go.jp/hokkaido\\_roudoukyoku/houreい\\_seido\\_te\\_ido/\\_120025.html](https://isite.mhlw.go.jp/hokkaido_roudoukyoku/houreい_seido_te_ido/_120025.html)

### ▼お問い合わせ先

北海道労働局  
011-170-912311

## 巡回行政相談所を開設します

10月15日(月)から21日(日)  
は「行政相談週間」です。行政相談は、役所の仕事についての苦情や意見要望などをお聞きし、相談員が住民と役所の間に立って、その解決を図るもので、相談は、無料で秘密は厳重に守られます。

お気軽にご相談ください。

#### ●日時／場所

#### 門別地区

10月18日(木)  
・10時～12時  
厚賀出張所 2F会議室  
・13時～15時 門別公民館 ミーティングルーム  
10月19日(金)  
・10時～12時 富川公会堂 2階小会議室

#### 10月の相談日

1日(月)・3日(水)・10日(水)・15日(月)・17日(水)  
22日(月)・24日(水)・29日(月)・31日(水)  
□事前予約制 電話 0146-42-8373  
□予約受付 平日の午前10時～午後4時  
□相談時間 午後1時～午後4時  
□相談場所 ひだか弁護士相談センター  
新ひだか町静内吉野町2丁目1番4号

#### 【平取町での開催】

10月18日(木) 10時～15時  
●担当相談員 サン・ポッケ  
門別地区行政相談員  
日高地区行政相談員  
10月の相談日・2日(火)午後1時30分～午後3時  
23日(火)午前11時～午後0時30分  
□事前予約制 電話 01457-2-2222  
□予約受付 (平取町役場まちづくり課広報広聴係)  
□相談場所 平日の午前9時～午後5時  
ふれあいセンターびらとり  
平取町本町35番地1

#### ※相談時間が毎月変更となるため、ご確認ください。

※基本的に予約の方が優先となり、予約がない場合はお待ちいただぐか、ご相談をお受けできない場合があります。

札幌弁護士会

## ひだか弁護士相談センター無料法律相談

### 【門別地区相談所での開催】

#### ※毎月第4火曜日開催予定

10月の相談日・23日(火)  
□事前予約制 電話 0146-42-8373  
□予約受付 平日の午前10時～午後4時  
□相談時間 午後1時30分～午後4時  
□相談場所 門別公民館1階 ミーティングルーム  
日高町門別本町210番地の1

#### 【新ひだか町での開催】

10月の相談日  
1日(月)・3日(水)・10日(水)・15日(月)・17日(水)  
22日(月)・24日(水)・29日(月)・31日(水)  
□事前予約制 電話 0146-42-8373  
□予約受付 平日の午前10時～午後4時  
□相談時間 午後1時～午後3時  
□相談場所 ひだか弁護士相談センター  
新ひだか町静内吉野町2丁目1番4号

広告